

令和7年度
沖縄県介護支援専門員協会
沖縄市支部通常総会



日時：令和7年6月13日（金）14:00～15:30

オンライン開催

日 程

13 : 30 ～ 14 : 00 受付（ZOOM入室）

14 : 00 ～ 15 : 30 沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部 通常総会

会 次 第

1. 開会

2. 支部長挨拶

3. 総会成立宣言

4. 議長選出

5. 議事録署名人選出

6. 議案

第1号議案	令和6年度事業実績報告	（説明）大城 真也
第2号議案	令和6年度決算報告及び監査報告	（説明）大石 雅代
第3号議案	令和7年度事業計画案説明	（説明）本部 仁一
第4号議案	令和7年度予算案説明	（説明）伊佐 陽子
第5号議案	令和7年度役員選出	（説明）島袋 心輝

7. 令和6年度役員派遣活動報告

8. 閉会

<第1号議案>

令和6年度事業実績報告

令和6年度会員数（3月31日現在） ※沖縄県介護支援専門員協会名簿を基に作成

正会員	特別会員	賛助会員	合 計
142名	0名	0名	142名

1、令和6年度通常総会（事務局）

日 程	令和6年6月13日（金） ※オンライン開催
-----	-----------------------

2、代表者委員会開催 ※オンライン開催（広報）

日 程	内 容
【第1回】令和6年8月8日（木）	1. 沖縄市認知症初期集中チームについて（沖縄市介護保険課 地域支援担当より） 2. 令和6年度介護保険改定後での居宅事業所の動きについて
【第2回】令和6年10月11日（金）	1. ケアマネ業務の困り事について（グループワーク）
【第3回】令和7年4月17日（木）	1. 沖縄市地域包括支援センター中部南「新体制」紹介 2. 沖縄市社会福祉協議会事業紹介（災害時あんしん避難支援事業、法人後見受任事業、相談窓口等）

3、研修開催 ※オンライン開催

日 程	内 容	講 師
【第1回】 令和6年7月19日（金）	ICF を意識した事例検討、やってみよう	ケアプランセンター なないろ 所長 大城真也
【第2回】 令和6年10月25日(金)	なぜケアマネにICTが必要？	NPO法人タダカヨ 宮里学 (ケアプランえんまある)
【第3回】 令和6年11月21日(木)	重層的支援体制整備事業について ～ケアマネはどのように関わっていくのか？～	沖縄市役所 ちゅいしいじ い課 重層的支援担当主 査：大城美奈 相談支援包括化推進員：富 田英美 沖縄市社会福祉協議会 地 域福祉係 重層的支援担当 係長兼CSW：古謝 椿 アウトリーチ等支援員：諸 見里安葉

4、役員会・三役会議 ※オンライン開催

定例会日程	内 容
【第1回】 令和7年2月4日（火）	交流会開催について
【第2回】 令和7年4月8日（火）	次年度総会について

3役会議日程	内 容
【第1回】 令和6年7月2日（火）	7月研修・8月代表者委員会について
【第2回】 令和6年8月1日（木）	8月代表者委員会・今後の研修計画について
【第3回】 令和6年9月3日（火）	9月研修について・包括主催の研修について
【第4回】 令和6年10月1日（火）	10月代表者委員会・研修について
【第5回】 令和6年11月5日（火）	11月研修・交流会開催について
【第6回】 令和6年12月3日（火）	11月研修の振り返り・交流会について
【第7回】 令和7年1月7日（火）	交流会開催について
【第8回】 令和7年3月5日（火）	次年度の役員改選・総会について

5、その他活動内容

No.	活 動 内 容
1	会員名簿の管理
2	支部会員への情報発信、介護保険・研修の情報提供
3	沖縄県介護支援専門員協会への県理事派遣
4	関係機関等委員会・運営協議会への派遣
5	地域包括支援センターと協議委員会開催

〈第2号議案〉						
令和 6 年度 沖縄県介護支援専門員協会 沖縄支部収支決算書						
					収入済額	1,231,723 円
					支出済額	715,271 円
					差引残額	516,452 円
(収入の部)						
	項目	今年度予算	補正/流用額	歳入済額	増減	説明
	会費	187,800		195,800	8,000	正会員142名
1	(助成金含む)					
2	雑収入	1,000		312	▲ 688	利息
3	繰入金	553,811		553,811	0	前年度より繰入
4	交流会費	0		481,800	481,800	会員33名、非会員99名
	合計	742,611	0	1,231,723	489,112	
(支出の部)						
	項目	今年度予算	補正/流用額	支出済額	増減	説明
1	通信費	130,000		33,435	▲ 96,565	通信費(ホームページ保守料)/スーム
2	会議費	90,000		70,000	▲ 20,000	役員会議代
3	報償費	100,000		16,340	▲ 83,660	講師謝礼金等
4	消耗品費	10,000		0	▲ 10,000	
5	研修費・旅費	35,000		1,918	▲ 33,082	座長、発表者飲料代
6	会場使用料	40,000		26,700	▲ 13,300	会場使用料
7	交流会費	0		566,878	566,878	交流会費、景品及び準備代
8	雑費(予備費)	337,611		0	▲ 337,611	
	合計	742,611		715,271	▲ 27,340	

監 査 報 告 書

沖縄県介護支援専門員協会

沖縄市支部長 大城 真也 殿

令和 6年度沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部の事業、収支決算書及び
帳簿、証票書類、預金通帳について、監査した結果、決算は正確であり予算の執行は
適正であると認めます。

以 上

令和 7 年 5 月 30 日

監事

松元 珠代 

監事

糸 教 和美 

<第3号議案>

令和7年度事業計画（案）

1.代表委員会の開催 ★横（つながり）を広げる★

目 的	各支部同士の情報共有や研修会及び各活動について企画・立案・協議する。 ※連携を図る事を目的に、保険者や地域活動団体等への参加を呼び掛ける。
開 催	開催月第2木曜日 10:00～11:30（年3回予定）
対 象	・沖縄市支部居宅支援事業所代表者及び小規模多機能事業所代表者 ・沖縄市地域包括支援センター代表者

2.沖縄市支部役員&地域包括支援センター連携協議会の開催

目 的	沖縄市内の居宅介護支援事業所と地域包括支援センターがより良い連携やケアマネ実務が出来る様に協議会を開催する。
開 催	開催月第2木曜日 11:30～12:00（年3回予定）
対 象	沖縄市支部役員、地域包括支援センター代表者

3.研修計画 ★縦（専門性）を深める★

目 的	支部会員のケアマネジメントの質の向上に向けた研修の取り組みと会員相互、関係機関・団体等との交流を図るための実施		
開 催	開催月第3金曜日 14:00～16:00（年4回開催予定）		
対 象	沖縄市支部会員		
日 程	内 容	講 師	研修係 主担当
8 月	沖縄市からの研修（8/15）	沖縄市介護保険課	研修係
11 月	第5回 プレゼン大会	プレゼン発表者	研修係
2 月	地域包括支援センター主催研修	地域包括支援センター	包括担当者
5 月	多職種連携 研修	外部団体との共同開催	研修係

4.その他活動

No.	活 動 内 容
1	会員名簿の管理
2	支部会員への情報発信、介護保険・研修の情報提供（メール・ホームページ）
3	沖縄県介護支援専門員協会への県理事派遣
4	関係機関等委員会・運営協議会への派遣
5	支部会員へのFAXを廃止し、LINEのオープンチャットとメールへ移行 <u>目的：円滑な情報提供と支部役員の業務負担軽減</u>
6	オンラインによるICFを意識した事例検討会 <u>目的：支部会員の資質向上、横のつながり強化、ICTへの理解を深める</u>

〈第4号議案〉						
令和 7 年度予 沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部予算書(案)						
収入済額					696,052 円	
支出済額					696,052 円	
(収入の部)						
	項目		今年度予算	前年度予算額	増減	説明
1	会費		178,600	187,800	▲ 9,200	正会員 1,000円×142名
	(助成金を含む)					(助成金、振込手数料含む)
2	雑収入		1,000	1,000	0	貯金利息など
3	繰越金		516,452	553,811	▲ 37,359	
4	交流会費		0	0	0	
	合計		696,052	742,611	▲ 46,559	
(支出の部)						
	項目		今年度予算	前年度予算額	比較増減	説明
1	事業費	通信費	130,000	130,000	0	ホームページ保守料
2		会議費	90,000	90,000	0	役員会議代
3		報償費	100,000	100,000	0	講師謝礼金等
4		消耗品費	10,000	10,000	0	インク代、コピー用紙代等
5		研修費・旅費	35,000	35,000	0	研修派遣等
6		会場使用料	40,000	40,000	0	会場使用料
	交流会費		100,000	0	100,000	交流会費
8	雑費(予備費)		191,052	337,611	▲ 146,559	その他
	合 計		696,052	742,611	▲ 46,559	

<第5号議案>

沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部 令和7年度役員推薦表

No.	前年度	役員歴	氏名（所属事業所）	推薦者（所属事業所）
1	継続	再任	宮里 学（ケアプランえんまある）	普久原紀一（福祉の窓口@沖縄 city）
2	継続	再任	本部 仁一（きづき居宅支援事業所）	森根 宏之（沖縄市包括支援センター東部南）
3	継続	再任	新城 裕作（ケアプランセンター美らさん）	宮城 達久（ケアプランセンタースマイルプラス）
4	継続	再任	島袋 心輝（ケアプランセンタースマイルプラス）	勇 大樹（ケアプランセンター美らさん）
5	継続	再任	喜納 和之（ケアプランセンター高山）	大石 雅代（居宅介護支援事業所 シオン）
6	継続	再任	金城 智希（ケアプランセンターなないろ）	伊佐 陽子（居宅介護支援事業所おきなわ長寿苑）
7	新任	新任	島袋 梓（居宅介護支援事業所 ビオラ）	宮里 学（ケアプランえんまある）
8	新任	新任	比屋根翔太（ケアプランセンター愛聖）	島袋 心輝（ケアプランセンタースマイルプラス）
9	新任	新任	安里 究（沖縄市包括支援センター東部南）	本部 仁一（きづき居宅支援事業所）
10	新任	新任	前外間 樹（Wan Style Act）	新城 裕作（ケアプランセンター美らさん）
		退任	大城 真也 （ケアプランセンターなないろ）	
		退任	伊佐 陽子 （居宅介護支援事業所おきなわ長寿苑）	
		退任	大石 雅代（居宅介護支援事業所 シオン）	
		退任	伊禮 智子（Wan Style Act）	
監事			氏名（所属事業所）	推薦者（所属事業所）
1	継続	再任	糸数 和美 （地域包括支援センター西部南）	伊佐 陽子（居宅介護支援事業所おきなわ長寿苑）
2	新任	新任	大石 雅代（居宅介護支援事業所 シオン）	松元 珠代 （沖縄ケアサポートセンター）
県理事			氏名（所属事業所）	推薦者
1	継続	再任	大城 真也 （ケアプランセンターなないろ）	沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部長

令和6年度 役員派遣活動報告

沖縄市まちづくり推進懇話会	報告：島袋
任期期間：令和7年3月10日～令和9年3月9日迄 日時：令和7年3月10日(月) 18時～20時 場所：沖縄市役所地下2階 大ホール 議題：1. 沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会 全体会 2. 議 事 (1)重層的支援体制整備事業および実施計画に ついて (2)重層的支援体制整備事業における社会福祉協議会の取組について	

令和6年度 沖縄県介護支援専門員協会組織会員委員会	報告：島袋
任期期間：令和6年6月～令和8年3月迄 1. 定例会への参加 【計：5回実施】 2. 令和6年度第1回支部長会議への参加 3. 令和6年度各支部事務局会議への参加 4. 令和6年度第2回支部長会議への参加 ※ZOOMを活用した参集型・オンライン開催となっております。 主な協議事項 *令和6年度第1回支部長会議について *令和6年度各支部事務局会議について *令和6年度第2回支部長会議について	

沖縄市地域包括支援センター運営協議会	報告：本部
沖縄地域包括支援センターの適正かつ円満な設置及び運営を図るため、沖縄市地域包括支援センター運営協議会を設置する。 任期 令和 7 年 1 月 16 日～令和 9 年 1 月 15 日 【 運営協議会が所掌する事務 】 (1) 地域包括支援センターの設置に関すること (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事 (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事 (4) 地域支援事業に関する事 (5) 地域密着型サービスの指定その他地域密着型サービスの訂正な運営確保等に関すること 日時：令和 7 年 1 月 16 日(木) 午前 10 時～11 時 30 分 場所：沖縄市役所 5 階 建設部会議室 内容：沖縄市地域包括支援センター中部南業務委託事業者選定について 日時：令和 7 年 3 月 27 日(木)午後 2 時～3 時 30 分 場所：沖縄市役所地下 2 階 大ホール 内容：地域密着型サービスについて 令和 7 年度地域包括支援センター業務計画等について その他	

沖縄市認知症初期集中支援チーム検討委員会	報告：本部
認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。 任期 令和 4 年 4 月 17 日から令和 6 年 11 月 16 日 日時：令和 6 年 10 月 24 日(木)18 時～19 時 30 分 場所：沖縄市役所地下 2 階 大ホール 内容：実績報告 意見交換	

沖縄市第1層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体	報告：本部
沖縄市第1層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱第4条に基づき沖縄市第1層生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体委員とする。 任期 令和5年5月24日から令和7年5月23日まで 目的：高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備に向けて、生活コーディネーターを組織化的に補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する。 日時：令和6年10月24日（木）14時～16時 内容：令和5年度生活支援体制整備事業報告 2層SCにおけるお宝候補の共有及び認定 次年度(令和7年度)第1層枠について	

沖縄市高齢者虐待防止ネットワーク委員会	報告：大城
日時：令和7年2月6日(木) 午後2時～4時 場所：沖縄市役所7階教育委員会会議室 議題：令和5年度 沖縄市における高齢者虐待に関する対応状況 沖縄市における高齢者虐待に関する事例検討	

中部医師会 在宅医療・介護連携推進会議	報告：大城
令和6年4月1日～令和7年3月31日（4回開催） 第1回 推進会議 令和6年5月27（月）19：00～21：00 【議題1】 沖縄市の目指す姿および当事業基本理念・目標について 【議題2】 年間計画について、 中部地区医師会 在宅ゆい丸センターの基本理念、目標について 【議題3】 前年度推進会議の振り返り、結果の共有、意見交換 【議題4】 今年度の協議テーマについて（意見交換） 【議題5】 4月の津波警報発令時の皆さんの対応内容等について 第2回 沖縄市推進会議 令和6年8月26（月）19：00～21：00 【議題1】 令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗報告 【議題2】 身寄りのない方の退院支援・施設受け入れについての協議 【議題3】 その他 第3回 沖縄市推進会議 令和6年11月25（月）19：00～21：00 【議題1】 令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗報告 【議題2】 前回会議の振り返り 【議題3】 各事業所に持ち帰った結果の共有とさらなる検証 【議題4】 その他 第4回 沖縄市推進会議 令和7年2月25（月）19：00～21：00 【議題1】 令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗報告 【議題2】 前回会議の振り返り、検証結果報告 【議題3】 今年度の振り返り、次年度の推進会議の方向性について	

令和 6 年度 沖縄県介護支援専門員協会事業報告	報告：大城
任期：令和 6 年 6 月 2 1 日～令和 8 年度定時社員総会終結まで 第 2 回理事会 2024/07/26（金） 不参加 内容：理事就任にあたり、委員会配置について検討（大城：研究大会実行委員会へ配置） 第 3 回理事会 2024/09/17（火） 内容：日本介護支援専門員協会より令和 11 年の全国大会を沖縄開催の依頼あり。 →理事会で承認される 九州・沖縄ブロック研究大会 in 長崎への協力依頼について 第 21 回沖縄県介護支援専門員協会研究大会・日本ケアマネジメント学会について 第 4 回理事会 2024/11/19（火） 内容：令和 6 年度一次補正予算について 新規開設居宅介護支援事業所への特定事業所集中減算の通達について 第 5 回理事会 2025/1/21（火） 内容：沖縄県介護支援専門員協会 会員会費の見直しについて 会員増に向けた取り組みについて 第 6 回理事会 2025/2/18（火） 内容：令和 7 年度事業計画及び収支について 沖縄県介護支援専門員協会 会員会費の見直しについて 令和 6 年度 各委員会活動の進捗状況及び収支について 第 7 回理事会 2025/3/18（火） 内容：令和 7 年度事業計画及び収支予算（案）について 沖縄県介護支援専門員協会 会員会費の見直しについて 第 8 回理事会 2025/5/20（火） 内容：令和 6 年度 事業報告・収支決算報告(案) について 沖縄県介護支援専門員協会会費見直し（案）の今後の動きについて 沖縄県介護支援専門員協会の安定的な運営の取り組みについて 当協会公式 LINE の運用について	

沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部規約

(名 称)

第1条 本会は沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部（以下「沖縄市支部」という）と称する。

(事務所)

第2条 沖縄市支部の事務所は、支部長が別途定める。

(目 的)

第3条 沖縄市支部は介護支援専門員の職業倫理の向上、介護支援専門員に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、もって地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 沖縄市支部は、沖縄県介護支援専門員協会（以下「県協会」という）の地区支部として、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事業
- (2) 介護保険事業の普及啓発に関する事業
- (3) 地域の介護サービス関係者のネットワーク作りに関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 沖縄市内に住所又は就業先を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条5項に規定する介護支援専門員、又は、第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、本会の目的及び事業に賛同した者。
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同し、専門的立場から本会の運営に協力できる介護支援専門員指導者、学識経験者及び行政関係者、就業先以外の地区支部へ入会する者。
- (3) 賛助会員 本会の運営を援助する個人・事業所・施設及び関係団体。

(入 会)

第6条 沖縄市支部に入会しようとする者は、入会申込書を県協会に提出しなければならない。

(会 費)

第7条

1. 沖縄市支部に入会しようとする本会の会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 会費は、次の各号に定める指定された方法により毎年度2月末までに前納しな

ければならない。

(1) 正会員会費 1. 0 0 0 円

(2) 特別会員 1. 0 0 0 円

(3) 賛助会員 1. 0 0 0 円

3.会員は、毎年、県協会に規約に基づき前号の会費を納めなければならない。

4.県協会は、口座振替された前2項第1号正会員会費のうち、振込手数料を差し引いた金額を各支部へ送金するものとする。

5.前2項第1号、第2号、第3号の会費については、沖縄市支部細則で定めることができる

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは別に定める退会届を県協会に提出しなければならない。

2.会員が、前項届けをしたとき及び次項の各号に該当したときは、沖縄支部並びに県協会を退会したものとみなす。

(1) 死亡。又は会員である団体が消滅したとき

(2) 介護保険法に規定する介護支援専門員でなくなったとき、又は登録が抹消されたとき

(3) 1年以上会費が滞納したとき

(役 員)

第9条 沖縄市支部に次の役員を置く

(1) 支部長 1 名

(2) 副支部長 2 名

(3) 役員 若干名

(4) 監事 2 名

(役員の選任)

第10条 役員及び監事は、総会において選任する。

2.支部長、副支部長は、役員会にて互選する。

3.役員及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職 務)

第11条 支部長は、沖縄市支部を代表し、会務を統括する。

2.副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3.役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

4.監事は、沖縄市支部の業務及び会計を監査し、総会に報告するほか、役員会に出席し意見をのべることができる。

5.本会の会務を統括するにあたり、運営方法又は役員選出方法については支部長又は役員会にて別途定める。

(任 期)

第12条 役員の任期は2年とする、ただし、再任を妨げないものとする。

- 2.任期満了満了前に選任した役員補欠、又は増員により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3.任期満了前に退任した監事の補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4.全項目の規定にかかわらず、役員は辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬 等)

第13条 役員は無給とする。

- 2.役員には、その職務を執行するに要した費用を弁償することができる。
- 3.前2項に関し必要な事項は、総会に議決を経て支部長が別に定める。

(総会の区分)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(招集及び開催)

第15条 総会は、支部会員をもって構成し、毎年1回開催とし、支部長が招集する。

2.総会は次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業報告、事業計画の承認及び収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 役員及び監事の選任に関する事項
- (3) 会則改廃に関する事項
- (4) その他支部の運営に関する重要事項

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した支部会員のうちから選出する。

(定 足 数)

第17条 総会は会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第18条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(議 事 録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数・出席者数
- (3) 審議事項及議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2.議事録には、議長が及び総会に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名・押印しなければならない。

(役 員 会)

第20条 役員会は役員及び監事を持って構成する。

- 2.役員会は支部長が招集し、支部長が議長とする。
- 3.役員会は、役員の過半数をもって成立する。ただし、やむを得ない理由のために役員会に出席できない場合は、委任状により代理人に評決を委任することができる。その場合役員は出席したものとみなす。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他支部長が必要と認めた事項
- 4.監事は、必要があると認めるときには役員会に出席し、意見を述べるができる。ただし、評議には加わることはできない。

(経 費)

第21条 沖縄市支部の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2.会費の納入方法等については、支部長が別に定める。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第23条 この会則に定めのない事項については、役員会の承認を得て、支部長が決定する。

附 則

- 1 この会則は 平成27年 5月15日より施行する。
- 2 この会則は 平成28年 5月20日より施行する。
- 3 この会則は 令和元年 5月17日より施行する。

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部
会員及び会費に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部（以下 「沖縄市支部」という。）規約第5条・7条に基づき、会員及び会費の取り扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 沖縄市支部の会員は、県協会の正会員を原則とする。

2.特別会員に、次の各号に掲げる者にも会員となることができる。

(1) 地域包括支援センター等に勤務する介護支援専門員登録者以外の職員等。

(2) 県協会正会員で、就業先以外の地区へ入会する者。

3.前2項第1号及び第2号の特別会員の支部会費は、直接支部が徴収するものとする。

4.賛助会員の支部での取り扱いは、支部で協議し、決定する。

(1) 沖縄市支部会員の資質向上及び運営を支援する事業所等とする。

(会 費)

第3条 沖縄市支部は、県協会会費等規定第8条及び第9条に定める費用額並びに支部会費の納入を年1回とし、下記の第1号及び第2号の入金及び会費は口座振替により前年度2月末までに前納しなければならない。

2.途中入会者であっても 下記の会費等とする。

(1) 沖縄市支部会費 1, 0 0 0 円

沖縄市支部特別会員 1, 0 0 0 円

(2) 県協会入金者 1, 0 0 0 円

県協会年会費 2, 0 0 0 円

3.県協会は納入された入会金及び年会費のうち、前2項1号の支部会費については、振込手数料金を除いた全額を支部へ返金するものとする。

4.返金は年2回とし、6月・12月とする。

5.一旦納入された会費は、理由のいかに問わず、これを返還しないものとする。

(委 任)

第4条 この細則に定めるもののほか、支部の会費等に関して必要な事項は沖縄市支部の役員会において定める。

附 則

1、この細則は、平成28年5月20日から施行する。

代表委員会参加対象者に関する事項

偶数月第2木曜日（変更する場合あり）に開催する代表委員会について

沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部規約

（ 会 員 ）

第5条 （1）正会員 沖縄市内に住所又は就業先を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条5項に規定する介護支援専門員、又は、第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、本会の目的及び事業に賛同した者。

一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部

会員及び会費に関する細則

第2条 沖縄市支部の会員は、県協会の正会員を原則とする。

上記の説明は、沖縄市支部の正会員であり、代表委員会の代表者を兼ねる者と言うわけではありません。沖縄市支部の正会員、特別会員、賛助会員はあくまで沖縄県介護支援専門員協会沖縄市支部の会員であり、代表委員会の代表者とは区別するものです。

沖縄市支部代表委員会は介護支援専門員協会沖縄市支部が実地する研修・及び各種活動について企画・立案・協議に参加できる者としています。

この案件はさる 平成28年2月20日（金）の代表委員会にて
各、事業所、沖縄市支部役員、から了承得たものとします。

※ 代表委員会参加対象者は運営方法の文書に記載のと通りの代表者です。

沖縄市支部居宅事業所

小規模多機能居宅介護事業所

地域包括支援センター

平成28年 6月 8日 （水）

沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部

支部長 仲門 文子

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会
支部活動助成金に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第37条第2項に規定する支部の活動に必要な助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 支部において介護支援専門員業務活動の円滑な推進を図ることを目的として設置されている支部の活動に要する経費に対し、助成金を交付することができる。

2 支部に所属する介護支援専門員が当法人の会員であること。

(助成範囲)

第3条 助成金は支部に毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

(助成金の交付基準)

第4条 交付基準は、つぎの各号に該当するものに限り交付する。

- (1) 当法人の事業目的に即したものであること
- (2) 事業目的および計画が明確であり、会員の資質の向上に資するものであること
- (3) 活動が営利を目的としないこと
- (4) 支部役員の報酬に充てることができる
- (5) 飲食への使用を禁ずる
- (6) その他、理事会が必要と認めたものであること

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、当該年度4月末時点の支部会員数を把握の上、理事会の承認を得て、速やかに交付するものとする。

2 支部正会員一人につき300円を支給する。

(事業実績報告)

第6条 支部費の交付を受けた者は、支部の総会終了後速やかに、当該年度の収支報告書及び事業報告等を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の決定後において、第4条に規定する交付基準に適合しない事実

が判明した場合には、決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、助成金の一部、または全額を返還させることができる。

(改 廃)

第8条 この規程を改廃する時は、理事会の承認を得なければならない。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年 8月23日より施行する。
- 2 この規程は、平成23年 5月14日より施行する。
- 3 この規程は、平成28年 5月14日より施行する。
- 4 この規程は、平成28年 10月25日より施行する。
- 5 活動助成金交付に関する規定は廃止する。
- 6 この規程は、平成29年 11月28日より施行する。
- 7 支部活動支援費に関する規定は廃止する。
- 8 この規程は、平成30年6月19日より施行する。